

産業廃棄物収集運搬業許可証

複写厳禁

住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1

氏名 日本ウエスト株式会社
代表取締役 長田 和志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯泉 嘉門

許可の年月日 令和3年11月29日

許可の有効年月日 令和10年10月7日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は
除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

（以上13種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等
あるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含
む。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる
高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年10月8日 新規許可
平成26年10月8日 更新許可
平成29年11月27日 変更届出（水銀使用製品産業廃棄物の追加）
令和3年11月29日 更新許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無